



お知らせ

① 東京都障害者差別解消条例について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月に施行されましたが、今なお障害者は日常生活や社会生活の中で自立や社会参加を妨げられている状況にあります。こうした状況を踏まえ、東京都では平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（東京都障害者差別解消条例）を施行しました。

法において、民間事業者は「合理的配慮の提供」※に「努めなければならない」（努力義務）とされていますが、都条例では、差別解消の取組を一層進めるため、「しなければならない」（義務）として定められています。

※合理的配慮の提供：障害者から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、さまざまなコミュニケーション手段により、それぞれの障害に応じた合理的な対応をすること

また、都条例では、障害者差別に係る事案に対する紛争解決の仕組みとして、調整委員会を設置しています。その他、障害者や関係者、民間事業者からの相談に応じる広域支援相談員を設置して、障害者差別に関する相談を専門に受け付けています。

台東区では、障害者差別の相談・届出窓口を設置しています。詳しくは（P29）「5. 障害者差別解消」の項目をご覧ください。

② ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。

ヘルプカードとは、障害のある方が困ったとき、まわりの方に配慮や手助けをお願いするためのカードです。特に、聴覚障害者や内部障害者、難病の方、知的障害者など、障害者とは解りにくい方が周囲に自己の障害への理解や助けを求める手段として有効です。

ヘルプマークとヘルプカードは、障害福祉課・保健予防課等で配布しています。いざというときのために、いつも携帯しておきましょう。



▲ヘルプマーク



▲ヘルプカード